

第七回 参議院大蔵委員会會議録第二十九号

昭和二十五年三月二十四日(金曜日)午前十時三十七分開会

本日の會議に付した事件

- 解散団体財産収入金特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)
- 米國対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 國庫出納金等端數計算法案(内閣送付)
- 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律案(内閣送付)
- 新炭需給調節特別会計法の廃止等に關する法律案(内閣送付)
- 旧軍港市転換法案(衆議院提出)
- 財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 適合委員會開会の件

○理事(黒田英雄君) これより大蔵委員會を開会いたします。

本日は先ず、解散団体財産収入金特別会計法案、米國対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律案、國庫出納金等端數計算法案、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律案、薪炭需給調節特別会計法の廃止等に關する法律案、製造たばこの定価の決定又は

改定に關する法律の一部を改正する法律案、以上六案を議題といたしまして、先ず政府より提案の理由の説明を求めます。

○政府委員(水田三喜男君) 只今議題となりました解散団体財産収入金特別会計法案外五法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

解散団体の財産の管理及び処分等に關する政令に基き、國庫に帰属した現金及び現金以外の財産の処分等による収入金につきましては、従来これらの現金及び収入金を以て外國貿易特別円資金を設け、この資金は、これら財産に伴う債務の支拂に充てる外、外國貿易特別会計に繰入れて貿易のために使用することとし、外國貿易特別円資金特別会計を設置して経理して参つたのでありますが、今回この経理方法を改め、國庫に帰属した右の現金及び収入金は、債務の支拂及び特に政令で定める経費に充てる外は、一般会計に繰入れることにいたしました關係上、その経理の方法が根本的に變ることになりますので、現行の外國貿易特別円資金特別会計を廃止し、新たに解散団体財産収入金特別会計を設置して、その経理を明確にいたそうと存するのであります。

次に、新特別会計法案の従来の特別会計法と異ります主なる点について申し上げますれば、先ず第一條におきましては、會計設置に關する事項を定め、その第四條におきまして、新会計における歳入及び歳出となるべき事項を規

定いたし、第八條において、一般会計へ繰入れる額の計算方法を規定いたしましたのであります。

而して右以外の規定は、新会計の予算の作成、執行、繰越及び決算等に關するものでありまして、現行の外國貿易特別円資金特別会計法及びその他の各特別会計法に規定しはあります例規的な事項を定めた内容のものであります。

次に、米國対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

今回改正しようとしたします要點は、三點であります。その第一點は、米國対日援助見返資金の運用又は使用に關する規定の改正でありまして、同資金を、連合國最高司令官總司令部民間情報教育部の指導により行われる、國又は地方公共団体の民間情報教育事業に使用する途を開こうとするものであります。

第二點は、従来認められておらなかった、歳出予算における支出残額の繰越に關する規定を設け、支出残額を順次翌年度に繰越して使用できることにいたそうとするものであります。

第三點は、援助資金の私企業に対する運用の事務を円滑にする等のため、従來國がその事務を日本銀行にだけ取扱ひせることができるようになつておりましたのを、農林中央金庫等大蔵大臣の指定する金融機関にも取扱ひせることができることとし、且つ、日本銀行及び指定金融機関に、援助資金の運

用に必要な資金を交付し得ることとするものであります。

次に、國庫出納金等端數計算法案の提出の理由を御説明申し上げます。

この法律案を立案いたしました趣旨は、最近の經濟情勢に鑑みまして、國庫金の出納及び國稅、地方稅の課稅標準額の計算事務を簡素にし、経理事務の能率の増進を図ろうとするものであります。

本案の要點をいたしましては、先ず第一に、國及び公団等における収入金又は支拂金につきましては、原則として、その金額に五十錢未満の端數があるときはその端數を切捨て、五十錢以上一円未満の端數があるときはその端數一円として計算し、その金額の全額が一円未満の場合、収入金についてはその全額を切捨て、支拂金については一円として計算し、又、國又は公団等の相互の間の支拂金につきましては、その金額の全額が一円未満の場合、その全額を切り捨てることとしたそうとするものであります。

第二に、収入金又は支拂金を分割して收納又は支拂をする場合の計算であります。この場合は、先ずその總額について、前に述べました原則により計算した後、分割金額を算出し、その分割金額に一円未満の端數があるとき、又はその金額の全額が一円未満であるときは、その端數金額又は一円未満である分割金額を、最初に收納する金額又は支拂金額に合算することにいたそうとするものであります。

第三に、國稅又は地方稅の課稅標準額を算定する場合、課稅標準額に百円未満の端數があるときは、その全額が百円未満であるときは、その端數金額又はその全額を切捨て、又政令で指定する國稅又は地方稅につきましては、課稅標準額に一円未満の端數があるとき又は全額が一円未満であるときは、その端數金額又は全額を切捨てることとしたそうとするものであります。

第四に、國稅又は地方稅を一時に收納する場合に、その稅額に十円未満の端數があるとき又はその全額が十円未満であるときは、その端數金額又は全額を切捨て、又政令で指定する國稅又は地方稅につきましては、その稅額に一円未満の端數があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端數金額又はその全額を切捨てることとしたそうとするものであります。

又、稅の分割收納につきましては、先程申し上げました分割收納の規定を適用することとし、稅の還付金につきましては、その金額に一円未満の端數があるとき又はその全額が一円未満であるときは、その端數金額又はその全額を一円として計算することとしたそうとするものであります。

尚、この法律案は、國及び公団等のすべての收納又は支拂について適用することが理想であります。國及び公団等の収入金又は支拂金につきましては、その性質等からこの法律の適用を受けさせることが不適当と認められるものもありますので、これらについて

は、この法律の適用を除外することにいたしましたのであります。

次に、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計に対する繰入及び納付に關する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

この法律案を立案いたしました趣旨は、政府又は公団等の退職職員に対する失業者の退職手当の支給が、今般公共職業安定所で行われるようになるに伴い、その財源について、必要な措置を講じようとするものであります。

即ち先ず第一に、政府又は公団等の職員が退職してから一年以内に失業してあります場合には、失業保険法の保険金支給の條件に従つて計算いたしました、失業保険金相当額と退職時に支給された退職手当額との差額を、失業者の退職手当として支給されるのであります。この支給につきましては、現在は旧勤務所におきまして行われていたものであります。今般これが公共職業安定所で支給されることになりまします。その支給財源に充てますため、各特別会計又は公団等の負担額を、予算の定めるところにより、一般会計へ繰入れ又は納付する途を開こうとするものであります。

次に、一般会計が前記退職手当の支給財源を各特別会計及び公団等から受入れ、精算の結果過不足が生じた場合の調整の措置を設けようとするものであります。即ち受入額が各特別会計及び公団等の負担額を超過した場合に、翌年度の負担額に充てたいし、尚余りがあるときには、翌翌年度までに各特別会計及び公団等に返還し、不足した場合には、翌翌年度までに各特別会計及び公団等より補填するよう

にいたしたいのであります。

次に、薪炭需給調節特別会計法の廃止等に関する法律案の提出理由を御説明申し上げます。

政府におきましては、薪炭の需給の統制と薪炭需給調節特別会計を廃止することを前提として、昭和二十四年七月三十一日以降、新たな買入を停止し、残務の整理に努め、又その整理を促進させる必要上、今国会において御審議を仰ぎ、この会計の債務の支拂財源に充てるため、五十四億七千万円を一般会計から繰入金をする等の措置を講じた次第でありまして、今回昭和二十五年四月一日を以てこの会計を廃止することとしたのであります。

尚、この会計の昨年十二月当時においては、年度内において一切の薪炭証券及び大部分の債務の償還が可能であることが予想され、又これを可能ならしめるべく鋭意努力をいたして参りましたが、諸般の情勢から清算事務が思うように進捗せず、現在の見通しとして、尚若干の収入未済債権、年度内償還不能の薪炭証券その他の支拂未済債務が残ることが予想されるのであります。よつて止むを得ず、昭和二十四年度において、この会計の借換証券の償還財源を充てるための証券を発行することができるとし、この会計に属します資産及び負債の一切を一般会計に引継ぐこととしたのであります。

又この特別会計法廃止後の昭和二十四年度の歳入歳出決算の作製及びこの特別会計法の規定を準用しておりました

た国営競馬特別会計法をも併せて改正する等、この会計の廃止に伴い必要な措置を規定しようとするのであります。

次に、製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由を説明いたします。

現在製造たばこの定価につきましては、財政法第三條の規定に基づきまして、製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律が制定施行せられ、ビース、いこい、ハッピー等につきまして、それ／＼その最高価格が決定せられてゐるものであります。光、富貴煙、アストリヤ及び桃山につきましては、財政法第三條の特例に關する法律附則第三項におきまして、該法律施行の日

即ち昭和二十三年四月十六日において現に効力を有する定価を以て、財政法第三條の規定に基いた定価とみなされてゐるものであります。従ひまして、たばこの製造能力も戦前に復しました今日、全面的な国民生活の安定と実質賃銀の向上を目的とする政策の一環として、製造たばこの定価の引下げを行うに當りまして、光及び桃山につきましては、製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の定める価格表に追加する必要があるものであります。尙この際他の製造たばこにつきましても価格表を整備すると共に、商況及び嗜好に応じて試製品を販売することができるようになるため、この法律の一部を改正することとした次第であります。

次に改正の要点について説明いたします。先づ従来価格表になつた光、富貴煙、アストリヤ及び桃山についてその標準規格及び最高価格を定め、その

最高価格を光については一〇本当四〇円、桃山については五〇瓦当り二〇〇円にそれ／＼引下げることとしたしました。

第二に、右に伴い製造たばこの価格表を整備するため、他の製造たばこにつきましても、その標準規格を一部変更し、その最高価格も十本当りビース五〇円、いこい三〇円、ハッピー二〇円、新生二〇円に、日光については四〇瓦八〇円にそれぞれ引下げることとしたしました。

第三に、日本専売公社は、商況及び嗜好に応じて試製した製造たばこを他の製造たばこの小売定価に準じた小売定価で、概ね六ヶ月の期間を限つて販売できるものとしたのであります。

以上が右六法案を提出いたしました理由並びにその大要であります。何とぞ御審議の上、速やかに御賛成あらんことを切望する次第であります。

○理事(黒田英雄君) この場合、只今提案理由の説明のありました中で、製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案について御質疑のある方は、御質疑を願ひたいと思ひます。……私からちよつと尋ねます。この提案理由の説明に、いずれも最高価格とあるのです。が、これは法律に最高価格というよう

な何か規定があるのですか。

○政府委員(冠木四郎君) 財政法には最高価格というものはございませんで、国の独占に属する専売品の価格とすることになつておりまして、最高価格というものはございせん。

○理事(黒田英雄君) 最高価格とあるのは、それではそれより安く売つても

いいわけですか。

○政府委員(冠木四郎君) この財政法の第三條の規定によりまして、たばこの定価を法律で定めることになつておりまして、この法律が二十三年の四月から施行になりましたので、その際から最高価格を決めまして、それ以下で売ることとは、法律上はいよいよな形に相成つております。

○理事(黒田英雄君) それから試製の製造たばこの規定が今度決まつたので、試製をするような、何か今計画はありでありますか。

○政府委員(冠木四郎君) 只今のところ差當つてすでに計画があるというわけではございせんが、これから専売公社もちよつと商売気を出しまして、国会の開かれておらないときにおきましても、国民の嗜好に即しまして、新しいたばこを出して売つて見たいというやうな場合に、今までであります。この法律にその新しい銘柄の品質のものを掲げなければ売出せなかつたわけでありまして、今度はそれを国会閉会中におきまして、新しいたばこを発売いたしまして、その販売状況を見まして、評判が非常によいというやうなことであれば、改めてこの法律に追加いたしまして、それで恒久的に販売したいという趣旨でございまして。

○理事(黒田英雄君) それじやもう一つ伺いますが、現在定められておりますビースの六十円というものは、制定当時我々は六十円というものは適当じやない、売行が悪いに違ひないということを書いて反對したわけですが、その後果してどうもビースは六十円ではなか／＼売行きは思わしくなかつたやうに聞いておるのですが、そのために

公社としては……専売局当時からあつたようですが、宣伝に太分力を入れられたように聞いておるのですが、その宣伝費というものは、一体どれくらいかかったものなのでしょうか。ここに資料を提出されておりますが、それによると、広告費というのが出ておりますけれども、この広告費の中に入つておるわけですか、それは……入つておるとすれば、この中どれくらいがビースに対する特別の宣伝費ということになるわけですか。

○政府委員(冠木四郎君) たばこの関係の宣伝費といはしましては、大きく分けますと、たばこの販売の宣伝と、それからたばこ専売法の違法を防止するための宣伝と、この二つになつております。先程提出いたしました資料は、その中のたばこの販売のための広告費だけを掲げたものでございまして、防犯の宣伝も入れますと、二十四年度七千万円、二十五年度の予算では六千六百万円程でございます。その中で販売のための広告費がこの表のような数字になつております。それでこの中ビースのための宣伝費が幾らかということになりますと、これは最近専売公社のたばこが段々よくなつて来たというような、たばこ全体としての宣伝もございまして、それから特にビースだけを目標にした宣伝もございまして、それから又年末等におきまして、贈答用として一般的な宣伝もいたしております。この中で特にビースのための宣伝費が幾らかということ、只今資料持合せございませんので、尙調べてお知らせいたします。

のですか。又専売公社として、あらゆる收支に影響はないのか。こういうふうな値下げができるんだつたら、この前のときに値下げをして、国民に安いものを喫煙させたらよろう。今度値下げしまして、品質が落ちるかということ、公社の方はこれによつて收支のあれについては、差額は少ないか、こういうことでございます。

○政府委員(冠木四郎君) 先ず品質の点でございますが、戦争以来専売局のたばこの品質は、その前と比較しまして、非常に低下いたしました。その原因といたしましては、原料である葉たばこにおきまして、外国の葉が全然入つて来ないという点と、それから葉たばこは一年間ストックいたして置きますと、段々成熟いたしまして、品質がよくなくなつて参りますが、そのストックがなくなりましたために収納した葉たばこを直ぐ使うという点と、味も悪いし、それから又火をつけても直ぐ消えてしまうという点と、先ず原料の葉たばこの点で、戦前と比較しまして非常に低下いたしましたのです。それから更に巻紙にいたしまして、糊等におきましても品質が悪くて、そのためにたばこ全体として品質が非常に低下いたして参つたのであります。最近におきましては品質は原料におきましても、外国の葉は最近におきまして、印度葉が若干入つて来るという点にもなつておりますし、それからたばこのストックが非常に多くなりまして、そのため成熟した葉たばこを原料として使えるような状態になつて参りまして、その外紙にいたしまして、糊にいたしまして、段々戦前に戻つて来てお

ます。今度値下げをいたしまして、品質の改善につきましては今まで以上に努力しまして、戦前のようなたばこに戻したというふうな考へております。この値下げによつて品質を落とすというふうなことは全然ございせん。それから今まではたばこの値段が、例えばビース六十円、光五十円というように高くなつておりましたのは、財政上の要求から千二百億円の益金を出せということに相成りますと、今までは製造数量が非常に少なかつたものでありますから、それが少い数量にかかつて参りますために、高い値段で売らなくちやならんというふうな状態でありましたのです。二十四年度の販売数量は、六百五十億本でございますが、最近製造能力も回復いたしまして、二十五年度はそれが七百八十億本と百二十四億本を増加いたしますので、そのために品質を落さないでも、たばこの十本あたり定価は、今までよりははずつと安くできるという状態になつて参りましたために、今度定価を下げまして、千二百億円の益金は十分確保できると考へております。

○理事(黒田英雄君) ちよつとこの場合法案の御質疑を中止願ひまして、文部委員長から発言を求めておられるのですからお許ししたいと思います。

○委員外議員(山本勇造君) 委員長並びに委員各位の御厚意によりまして、本日当委員会におきまして、富裕税のことに関しまして発言の機会を與えて頂きましたことを非常に感謝いたしまして、実は文部委員会といたしましては、前国会以来委員立法といたしまして、文化財保護法というものを立案中でありまして、これはすでに関係方面

の方に送附いたしてありまして、日ならず帰つて参りますと、やがてこちらに提出される筈になつておるものがございます。その節には又皆様の御協力を是非お願いいたしたいのでありますけれども、それはそれといたしまして、この只今我がやつておりまする方の文化財保護法案と、それからこの委員会に提出されておりまする富裕税法との間には関係するところがございまして、我々の方の委員会の意向を当大蔵委員会の方に十分に知つて頂き、皆様の御理解と御批判に訴へたい、こういうふうな決議を文部委員会にいたしたのでございまして、そういうふうな決議に基きまして、実は私が文部委員会を代表いたしまして出席いたしましたようなわけでございまして、それでこの富裕税法案と、それから文化財法案とどこに連通があるかと申しますと、富裕税法案の第九條即ち非課税財産の点についてでございます。この第九條によりまして、今度定価を下げまして、千二百億円の益金は十分確保できると考へております。

○理事(黒田英雄君) ちよつとこの場合法案の御質疑を中止願ひまして、文部委員長から発言を求めておられるのですからお許ししたいと思います。

○委員外議員(山本勇造君) 委員長並びに委員各位の御厚意によりまして、本日当委員会におきまして、富裕税のことに関しまして発言の機会を與えて頂きましたことを非常に感謝いたしまして、実は文部委員会といたしましては、前国会以来委員立法といたしまして、文化財保護法というものを立案中でありまして、これはすでに関係方面

でも、百万円を超えるものに対しては、これは課税対象になるということ、これが第三項に出ておりますので、実はその点が、我々の方としては非常な問題になつておるわけでございます。折角こういうふうな七條の一項で文化財保護を規定しておりながら、直ぐそのあとで又それを覆すに等しいような項目が入つておるということは、保護の建前からどうも非常に我々憾みに思つておるのであります。当委員会におかれましては、これらの点につきましては昨日御質疑があつたように伺ひまして、十分の御審議があること存じておりますけれども、文部委員会の意向を是非御聴取りを願ひたいと思ふのであります。で、大体の趣旨は只今の委員長の御許可を得ましてお手許に差上げてありますプリントの中に書いてございまして、一つそれを御覧願ひたいと思ふのであります。それを極く簡単に私申述べて見たいと思ふのであります。

只今申しましたような国宝、重要美術品、或いは史蹟、名勝、天然記念物というふうなものは、我が国の文化の象徴であり、又その発展の基礎として懸替へないものだと思ふのであります。従ひまして、これは十分保存維持を図らなければならぬものであります。したが、そのためには文化財の所有者に対しまして、相当の制限或いは負担を加へ、又さまざまの義務を課するといふようなことになつておるのであります。即ちそれらの所有者は、それが自分の私有物であるにも拘らず、自由を許されないとこの公的な制限を受けておるのであります。それでありますからして、そういう制限を受けて

おるならば、又一面において公益保全というふうな建前から、保護を加えてやることも当然だと思ひます。従ひまして富裕税の第九條の第一項で、ああいうふうな表し方をいたしてありますのも、やはり同じ精神から出ておるのだと思ひますし、我々もその点非常に結構なものでありますが、只今申しましたように、第三項があらまするために、今の精神は著しく破壊されておると思ひます。そこで我々の方といたしましては、今の案にありまして、第三項を抜いて頂きたいと思ひますが、それにつきまして二、三点その理由を申述べて見たいと思ひるのであります。

勿論富裕税は財産税でありますし、又国宝というふうなものを所有しておるとかいうことは、これは一つの財産には相違ないけれども、この財産は只今申しました通り、普通の財産と違ひまして、多くの制限を加えられておる財産であります。例えば、公共のために皆さんに見せる上から行くと、出品の義務を負わされておる。或いは又保存のために十分な管理、或いは又維持を要しなければならぬ、そういうふうな責任があらます。或いは又調査をするというふうなことになるかと、この調査を拒むことができないというふうなわけであります。普通の財産のように個人の勝手にはならないところがあるのではありません。そういう非常に制限された財産であるばかりでなしに、これは又生産的な財産でもないのでありまして、利子もこれからは生れて参りませんし、収益も率らない。而も逆にそれを維持するためには、大分

の維持費がかかつて来る。こういうふうな性質のものでございますから、これに富裕税をかけて行くということでは、どうも我々から見ますと、適当でないように思ひます。

第二点といたしましては、この富裕税は年々課税されて行くものでありますからして、そうであるといふと、個人の所有者ではこれを終ひに持ちこたえられなくなつて来るのではないかと。つまり保存費の方で所有者は相当に金がかかる上に、又これを持つておるというので、年々課税されて行くといふものであります。家重代の物であつても手離さなければならぬといふような結果になつて来ると思ひるのであります。そういうふうな結果は、この重要な文化財といふものが、転々として動いてしまつて、保存をするとか、社会の活用に供するといふような上からも、いろいろな欠点が出て来ると思ひます。こういうふうな考えられるのであります。

第三点には、こういうふうな年々課税をされるというのでは堪らないから、この課税を免れたいといふようなつもりから、今度の戦災で焼けてしまつたとか、或いは何らかのことでなくなつてしまつたといふようなことで隠蔽する危険が非常にあらます。で、税がかからなければこんなことはなしにと思ひますけれども、こういうふうな年々取られるといふようなことになりまして、そういう忌むべき限らないのであります。そういうふうであります。文化財の保護、保存が十分にできて行かないと思ひます。

第四番目には、文化財の所有者といふものが、どういふものが所有してあるかと言ひますと、大体において国とか、社寺とか、或いは公共団体といふのが多いのであります。個人の所有といふものは極めて少いのであります。一例を私申上げて見たいと思ひます。この国宝の所有者の表をちよつと申上げて見ますと、二十四年八月一日現在の表によりますと、国宝が千九百七十一あるのございまして、その中個人の所有は三百一になつております。つまり六分の一にも達しないぐらゐのものが個人の所有でありまして、六分の五以上が寺社等の所有になつてゐるのであります。而もこの個人の所有と申しまして、三百一といふのは三百一人の人が持つてゐるといふのではなくて、一人でも持つてゐるものがあるものであります。個人の所有は大変に少いのであります。然るにこの寺社であるとか、公共団体等の持つてゐるものには、これは税はかかるのであります。が、個人の方だけこれですとかかるのであります。大変に少い個人のものだけ富裕税がかかるのであります。寺社等ばかりでないといふのであります。大部分を持つてゐる寺社等にはかかるので、少くして少ししか持つてゐない個人の方にはかかるものといふのは、非常に不合理ではないか。

それから又第五点といたしましては、全体として見まして、この方から上る税金といふものは極めて微々たるもので、国宝にいたしまして、今のようなわけで個人が少いのであります。その他のものにおきまして、個人の所有といふものは少いのであります。それから、これから上る税金といふものは極めて少いので、これが若し免税になりまして、国家の収入に非常な差を生ずるといふようなことは、毛頭ないのであります。一方、我々の方で文化財保護法というふうなものを作つてゐる建前上、又我々が作つてゐるといふよりも、これは国家として、而もそうならなければならぬので、文化財の保護の建前上、一つ第三項を皆さんのお力によりまして削除して頂ければ非常に有難いと我々は思つてゐるわけでございまして。勿論も皆さんの方において、この問題につきましては十分案があると思ひます。きましては、我々の方の委員会にいたしましたので、特に私が出ましてお願をしております。この点について、どうか一つ皆さんの御理解とそれから御明断をお願い申上げたいのであります。

○委員長(櫻内辰雄君) 山本委員長の御発言に對して、若し御質疑でもありますれば、この際……

○油井賢太郎君 只今の山本委員長の御話、誠に御尤もだと思ひます。が、ちよつと一点御聴きして見たいと思ひます。国宝に指定されたり或いは重要美術品として認定されるということに對して、相當にわゆる民間のそういうものに該当する物を持つてゐる方々が熱意を持つてゐるといふか、或いは熱心に運動するといふようなことをたび／＼聞くのであります。只今のお話とちよつと矛盾する点がありはしないかと思ひますが、この点如何でしょうか。

○委員外議員(山本勇造君) 今民間の人が運動するものがあるとはいふかといふお話であります。私のところには、未だ曾つて富裕税をまつてくれ、という請願は一つも出ておりませんし、個人的の話は一つも今聞いておりません。むしろなせ民間の連中はこういうものが出来るのに請願しないのかと私は思つてゐるぐらゐであります。今までのところでは委員の人からまだ私その話を聞いておりません。

それから一つ申上げたいと思ひます。丁度ここに出てゐること、ございまして、例えばこの間法隆寺が焼けたとか、或いは北海通では国宝の城が焼けたとかいふようなことがありました。が、ああいうふうな焼けたものが、どつちかといふと個人の所有でないものが焼けてゐるのが多くて、個人で所有してゐるものは非常に保存の上で大事にしてゐる。だから個人の所有が、個人の方で私言うのはありませんが、個人の所有のものは非常に国宝を大事に保存することに努めておつて、むしろ公共なり社寺なりよりも保存に努めてゐるのに、どうも税がこういふふうな個人だけにかかつて来るのは不合理ではないか、こういう気がいたします。

○油井賢太郎君 ちよつと私の申上げようが悪かつたかも知れませんが、国宝に指定されたり、重要美術品として認定されたりしたいがためにいろいろ運動して、相當費用もかけて、それぞれの筋へ運動して指定して貰つたり、認定されたりといふ例が沢山あるので

す。そういうのはやはり価格を、国宝になつたがために、或いは重要美術品になつたがために相当高く世間から認定され、結局場合によつてはそれを販売するときには、そのために非常な利益があるというふうなことになるためにそういうことがあるのです。私はこの点をお伺いしたい。

○委員外議員(山本勇造君) その指定等のことは、私はそれに關係しておらないのですから、どういふふうな建前で指定になつて行つたかということについては、僕は責任を持つてのお答はできないと思うのです。あなたのおつしやるようなことも稀には聞かないでございませぬけれども、恐らく指定のあれは相当な委員があつてやつて行きますので、僕はそんなに動かされることなくやつて来たであらうと想像しているのです。それから万が一国宝に指定された場合、これを他に売却しようとなるときには、それは当然にそれだけの値打のものとして税がかかつて来る。富裕税とは別なあれで、売買した場合に売却した価格相当の税がかかるのでございます。

○木内四郎君 これに關連しましてちよつと主税局に伺いたいです。山本さんのおつしやること、誠に御尤もだと思つていますが、主税局もその趣旨は十分御承知で、九條の二項のような規定を置いて経済的利益を生む場合でなければ、これを課税価格の中に入れてないという規定を設けておると思つていますが、それにも拘らず三項で百万円を超える場合には課税価格に入れる、この百万円というふうなことはどういふ意味でここに入れられたのですか。

○政府委員(平田敏一郎君) 昨日もお答えいたしましたのでありますが、確かに国宝、重要美術品等はいろ／＼な制限を受けておりますので、私共も全部何するもの一つの方法かと思つていろいろ研究して見たわけでありまして、審議の途中におきましては、昨日も申し上げたのでございますが、実はそういうあれも作つて見たことがあるのでございます。ただい／＼／＼それも更に検討いたしました結果、やはり国宝等の中にも、相当書畫骨董に類するもので、比較的交換価値と申しますか、処分価値があるものが相当あるように思ひまして、そういうものにつきましては、無條件に免税するということになりまして、財産をそういう形で持つというやうな傾向が助長されますので、大した問題は富裕税全体としてはないと思つたのでございますけれども、やはり富裕税を設けました本来の趣旨からいまして、少し行過ぎになりはしないかという点でございます。従いまして一定の限度を置いてやりますれば、そういう問題はないだらうというので、百万円というのには別に確たる根拠がないのでございますが、大体富裕税の課税最低限度が五百万円でございますから、国宝、重要美術品等につきましては、これだけ別に百万円の控除を行うことに相成りますから、その点で一つのラインを引くのも一つの方法ではないか、かような意味におきまして、結局最終案をまとめまして、御審議を煩わしているやうな次第でございます。

○木内四郎君 勿論只今お話しになつたやうに、交換的な価値があつたり、それによつて財産の隠匿と言いますか、そういうやうなことになることを慮れておやりになつたと思つてござい

います。そういう方面は資産の再評價の法律で、あれのそのまゝの定義を、或いはこれに類似した規定を設けることによつて、これが売買された場合にはそれを取る、或いは又再評價のやうなことでなくとも所得税でも、譲渡所得ですか、そういうもので取るというやうな方法を考へて、富裕税から除いてもいいというやうなことは考えられなかつたのですか。

○政府委員(平田敏一郎君) 財産の隠匿という点から考へますと、これは課税した方が、或いは隠匿するかも知れないと思ひますが、私申し上げましたやうに、財産を国宝なり重要美術品の形で持ちますと税がかからなくて、無條件にかからなくなつて来るということになります。やや負担の公平を失うることが多くなりはいしないか、その額が相当多額に上りますときには、特にその感が強いから、やはり一定の制限を設けて、その限度を超えた場合には課税した方がいいのじやないか、このやうな考へ方でありまして。

○木内四郎君 今お話しになつたやうなことも考へておるのですが、それは譲渡した場合に取るということによつて、長い眼で見たら目的を達するのじやないかと思つていますが、そこはどうですか。

○政府委員(平田敏一郎君) その点につきましては二つの問題があるのですが、富裕税は、財産を所有しておるというところに租税力を認めまして、比較的輕度な課税を年々やつて行くという税でございます。従つて同じ財産、例えば重要美術品の形で所有しておる、或いはその他の土地家屋、公社債等の形で所有しておるという場合におきま

して、富裕税の本来の負担の公平の上から言つても、これはやはり課税するということに行かざるを得んじやないか。ただこゝろは品物の価格の評價につきましては、一定の拘束を受けておりますので、そういうことを前提にして評價しなければならぬというふうな考へるのでございます。従いまして例えば書畫等のごとき、比較的容易にとは申上げがたいのでございましてけれども、比較的有利に処分し得るやうなもの、これは比較的適正な時価がそれに應じて定め得ると思つたのでございまして、その半面建物等のごとき、く／＼／＼処分がむづかしい、仮にこの法律の制限の下におきましても処分し得る場合があると思ひますが、そういうものを処分しようと思つた場合においても、なか／＼／＼有利な條件では処分できない、こういうものにつきましても、評価と共に十分な考慮を加へなければならぬと思つたのでございまして、いづれにしても処分するならば、これだけに売れるという価格につきましましては、これは財産の一種として課税するのが富裕税の理窟から申しま

緯、並びに大体まとまりました最終案の考え方は、先程申上げました通りでございますことを申上げて置きます。

○木内四郎君　政府の考えも一応理由はあると思うのですが、富裕税の考え方はだけから言えばそうでしょうけれども、利益を生む場合には当然これは課税価格に算入される。利益を生まないものを持つておつた場合は、それに對しては今あなたの言われた再評價の場合、又は譲渡所得の場合にそれだけ捕捉すれば足りるのではないかというように考えるのですが、殊に文化財で而も利益を生まない、而もその保存に経費がかかる、こういうものですか、富裕税の理論だけでなしに、利益を生むものは当然二項で行くのですから、利益を生まないものだから、それは他の税法でそれを捕捉して、免除して貰つたらどうかというふうに考えるのですか、困難ですか。

○政府委員(平田敏一郎君) お尋ねがありますと、まず「課税説を主張せざるを得ないと思うのですが、今度の富裕税は、大体においては財産から生ずる所得を、間接に財産税の形で抽排するということを目的とするのでございます。例えば自家用自動車も、収益は直接生んでいませんがやはり……、相当大きい家に住んでいるような人の場合は、やはり富裕税の形で所得税の外に若干の課税をするのが、負担公平の理窟から言つてもいいだろうということになつてゐるわけでございまして、従いまして財産税を所得税の補充税として特に設ける根拠としまして、学者の説明するところ等によりますと、やはり無収益の財産に課税するのは、か長所である、これに対しては半面短

所もあるという見解でございますが、
苟くも財産税を所得税の外に課税し得
る税制理論上の根拠をいたしまして

は、そのような所得税では、或る財産が無收財産に投資された場合におきましても課税できないのであるが、それを財産税の形で若干の課税をいたしまして、補つて両方相俟ちまして、税制として公正な税を打ち立てよう、こういう趣旨が若干加味されておると思ひますが、どうも課税の理論から申しますと、これを引かれるようにすると、いうことは、なか／＼簡單には出て来ないのではなからうかと思ひます。私は重ねて申し上げますが、評価につきましては拘束を受けておるというようなことは十分考慮に入れますして、適正なことをいいたさなければならぬ。従ひまして免税するかしないかは、やはり文化財としまして、国の見地から、これをどの程度重んじまして、若干負担

の公平との調整を考えつつ、助長策をどの程度に考えるかというような問題が、やはりこれに対する考え方の分岐点になるのではないかと、かように考える次第でございます。

○木内四郎君 委員長、主税局のお考えは大體この程度にしまして、山本さんもお出でになりますが、山本さんに対する御質問もありますから、この程度にしまして置きます。

○委員外議員(山本勇造君) 今の平田主税局長のお話を承つておりまして、勿論負担の公平ということは当然の話でございまして、我々もそれは十分考へておるわけでありますが、今のこういう国宝等から利益が生じない、そういう利益が生じないというだけならば、外にも利益の生じないものがある

のだから、課税してもいいのだということ、を今言われたように思うのであります。私が先程主張しましたのは、

それとも入つておりますけれども、それ以外に、この財産は非常に制限を受けている財産であるという点が大きいのであります。これは是非平田さんでもその点はよく考へて頂きたい。それから尙先程油井さんのあれのとき私少し言洩らしたと思いますが、今度文化財保護法案が通りますれば、あの制限が今度は非常に尙強くなつて来ているのであります。従ひましてこの国宝をどういうふうなものを選ぶかということ、非常に嚴重になるばかりでなしに、今まで国宝であつたものも、今度は一度選ぶ会を当然やりますので、国宝の数が減ると思うのであります。或いは値えるかも知れませんが、減るのじやないかと思うのであります。今までに或いは何らかのことがあ

つたかも知れませんが、併しまあ大体なかつたらうと思ひますけれども、今後においてはそういうことは、尙今度の法案が嚴重なものになつて来ておりますから、その点は少いと思ひます。従つて國で国宝に指定したとか、重要文化財に指定したとか、こういうものを又保存すべきものである、保護すべきものであるということをも國で決めて置きながら、片一方においてこれは課税するのだ、課税するのだということとは、私にはちよつと理解できないのであります。殊に取られるのが寺社等が持つていれば宗教法人で取られない。個人が持つてゐるとそれだけは取られるのだということは、非常な不公平だと思ひます。而も個人が持つてゐる数は、先程申しましたように非常に少い

のであります。尙建造物の問題なんか十九くらいしかございませんね。さつきのほは全体のあれですが、建造物

の場合であります、大妻に個人の持つてゐるものは少いのであります。国宝の建造物の場合の全体で六百七十四あるのですが、そのうち個人が持つてゐるというのは十九だけなのです。そうすると六百七十四あるうちの、大部分は課税されないで、この十九のものだけが課税されるというような、これこそむしろ不合理じやないか。個人が持つてゐるが故に課税されるというのが、この点皆さんの非常な御理解と御明察をお願いしたいと存じます。

○委員長(櫻内辰郎君) 山本委員長に對して御質疑がありませんければ……

○油井賢太郎君 山本委員長にちよつとお伺ひしたいのですが、国宝に指定されて国家で以てこれは保護すべきで

あるというふうなふうなものなら、当然国家で以てその維持をするだけの費用を出すのが当り前だと思ふのです。そういうふうな点にお力をお入れになつて、この富裕税と別に、その方でも、ほんとにお取りになる方を積極的におやりになつたらどうなんでしょうか。

○委員外議員(山本勇造君) 大変いいことを言つて頂きまして誠に有難うございました。この点は我々文部委員会でもだけだけやりましてもなか／＼取れませんので、現にこの間のときには二億円のあれを申しましたところが、減らされて一億五千万円にしろといふことで、減らされて、一生懸命にやりましてね、漸くまあ二億円にだけしたのでありますが、そんな二億円くらいで、長い間もう修理も何もできておらな

なかつたのですから非常に困りますので、是非ともうんと皆さんのお力によつて取れるようにして頂きたいのであ

ります。併しながらまあ御存じのことです。こらが本職のところですから、こういう財政状態でありますから、それはとても僕らはできるだけ骨を折るつもりでありますし、又御援助願いたいのであります。が、實際的にそうは取れないと思うのです。とすると、せめてこのくらいのものは一方において保護してやつてもいいのじゃないか、こういうことになるのじゃないかと私は思うのであります。

○森下政一君 山本さんにつつお伺いしたいのですが、このさつき平田主税局長が有価証券その他の形で財産を持つておれば税金がかかる。税金がかからないのは、国宝の場合に税金がかからないとすれば、国宝の形で持つておれば一番いいんじゃないか、理窟を言

えげそれがいいが、財産を税金を免か
れるために、国宝の形で持つという馬
鹿はないと思う。先ずそんなものはない
だろうと思うのですが。ところでそ
うなると国宝に指定されておる物を持
とうという程の人は、外にもいろ／＼
な財産を持つておつて、たま／＼美術
的な嗜好によつて、重要美術品を買
うとか、或いは国宝に指定された物を買
うとか、つまり相当経済力のある人が、
初めてやり得ることなんで、恐らく税
金がかかるから困るから、そういうも
ので財産を一つ構成しておこうなると
いう勘定で持つとは考えられないと思
うのですね。そういうことになる、
ただ自分の財産の一部分で、たま／＼
自分がそういうものに趣味を持つてお
るとか、非常に関心を持つておるとか

いうことで、一部分国宝で持つておるというような人なら、僅かな税金なら、仮に年々かかるにしたらところで、負担に堪え得るのではないか、ただ併しながら祖先伝来伝つて来ておつた物で、たゞ持つておるが、現在の所有主といふものは経済的には非常に落魄しておる、非常に窮乏しておる。たゞ祖先から伝つておるものであるが故に持つておるが、それが国宝に指定されておつて、今の自分の境遇ではとても困るんだというような人があつて、そういう人の財産が、若しこの富裕税の賦課対象になる程持つておるといふことがあれば、これはちよつと気の毒だといふ気がせんでもないのですが、つまりたゞ自分の持つておる物が祖先から伝つた国宝ばかりである。それを売るわけにも行かない、ところが日常の生活に困つていゝと、そんな極端な例があるかどうか知りませんが、若しおありとすれば気の毒だと思ふのでありますが、実情はどうですか。

○委員外議員(山本勇造君) 全く森下さんがおつしやつた通りであります。大休今までの国宝は祖先伝来のものか、乃至はお金があつて持つていた人なんでありまして、その人達がこの急変によつて没落したために、随分その物を持つてゐるというよりも売つた場合が非常に多いのです。尙又持ち續けてゐるという人があれば、今度は富裕税なり何なりで非常に困るというが実情でございます。今度は新たに沢山儲けた人が国宝を買おうという場合には、それは高い金で買つて、それは当然買うときに税金がついて来

るからいいと思うのですが、今まで持つてゐる人が、このあれを付けて行かれたんでは非常にお気の毒で、それはあなたのおつしやる通りの実情でございます。

○委員(櫻内辰郎君) 如何でしよう。山本委員長の御発言は、これは承つておきまして、当委員会においては慎重審議して行くということで、この委員長の御退席をお願いしたいと思います。

○委員外議員(山本勇造君) 誠に有難うございました。どうかよろしくお願いいたします。

○委員(櫻内辰郎君) 次は製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案の御審議をお願いいたします。

○米倉龍也君 今の製造たばこのことではありませんが、丁度政務次官がいらつしやいますから、一遍お尋ねをし、所信を承りたいことがありますが、発言を許して下さいませうか。

○委員(櫻内辰郎君) どうぞ。

○米倉龍也君 丁度次官がいらつしやいますので、政府として或いは大蔵省としての御所見を承りたいのでありますが、従来私共は金融機関の大蔵省の検査の結果というもののについては、殆んど発表されないものであると承知しております。恐らく大蔵省は毎年金融機関の厳重なる検査をなされるのでありまして、未だ曾てどこかの銀行を検査した結果、こういうような指示をしたとか勧告をしたとかを、新聞記事等によつて承知したことがないものであります。多分今日と雖も大蔵省の検査の結果というものは極めて秘密に取扱つており、決して他に漏洩するよ

うな処置はしなかつたことと思つてゐるのですが、併し現在は何かの事情で、一応金融機関の検査をした場合にも、場合によればその内容等の片鱗でも、正式にこういうような勧告指示をしたというふうなことを発表になるような御方針になつたかどうかということとを、先ず一点お尋ねをいたすわけであります。

それから若しそういうふうな方針が変えられたといたしますれば、これは政府の考の如何でありますので、議論にはなりません。止むを得ないことと思ひます。従来通り金融機関ということのは非常にデリケートなものでありますので、その内容等は極めて慎重に扱わなければならないという従来の御方針であるならば、極めて遺憾なことの新聞記事を拜したわけでありまして、それは日本経済新聞の三月二十二日に記載された記事でありまして、それは農林中金の再検討、大蔵省から勧告といふような見出しで、最近農林中央金庫の検査が、総司令部の指示にもよつたでありまして、あつたといふことを聞いております。そうして多分その結果何らかの指示というふうなことが、当然銀行検査官から農林中央金庫にあつたことは想像いたします。然るにそのことが二十二日のこの新聞に出まして、私共それを拜見しますといふと、何もそれ程のことではない面もありまして、又見ようによりまして、現在の農林中央金庫の業務内容、財産内容といふような点、現在の経理事務等という点に於いて、世間が非常に心配を、世間と申しまして、これは御承知の通り農林中央金庫は相互組織の金融機関でありまして、構成

団体が農林団体、或いは水産団体、林業団体といふような協同組合組織の団体が構成団体でありますからして、この団体に關係しておるものは、こういうような記事を見ても、それ程苦にせんどころとは思ひます。けれども、併し現在のような農村金融の逼迫の際に、地方におきましては、尙農林協同組合一方の金融關係では非常に心配をしてゐるときであります。そのときに一番元である、最後の拠点である、どういふことがあつても我々の最後の拠点である農林中央金庫の状態が磐石の安定を持つてゐるというその安定感の上で一生懸命に努力をしてゐるわけでありまして、それに対して新聞記事にあらましますような、貸付の焦げつきなどのくらしいあるとか、或いは資金が系統外に流出する状態にある、或いは非常にコストが高くなつて経理面が困難である、従つて今年度は全部の剰余金は配当に廻すことなして、焦付償却にしなければいけないのだといふような、事細かな具體的のことを発表されておるのではありません。これは地方の今の農村金融の事情から申しますと、地方の農村の人々が非常に不安を感じようになりはせんかと心配を、私はこの新聞を見たときに感じたのであります。ところがやはりその通りでありまして、地方から上つて来る人のお話、或いは地方からの報道等によつて、どうしてあんなものが発表されるのか、非常に大事なときではないか、大蔵省としてはどうしてあんな軽率なことをされるのか、十分よく聴いて見てくれろ、今後決してあんなふうなことがないようになつて、どういふ理由であらう記事が出たか。私は若し

これが今までの方針通り、大蔵省の方針が変らないならば、事務当局が或いは疎漏であつたか、とにかく綱紀に關係する問題にはせんかと思ふのであります。この点について大蔵省の御所見が伺いたし、尙又現在この記事ばかりではなく、地方に於ける新聞等には、しばしば現在の農村金融の極めて逼迫の事情を告げると同時に、その金融の事務を扱つておる金融機関である農林協同組合の取付けといふようなこと、或いは事業閉鎖といふようなことの寸前にある、極めて危険な状態にあるといふようなことが間々報道されております。これは報道の自由でありますから、止むを得ないのでありますけれども、事柄も金融の不安、或いは金融を攪乱するやうな契機になるような事柄について、政府としても十分今後善後処置をお取りになつて、或いはこのことのために、農村金融なり、或いは中小金融なりに對する国家の大きな施策をこの際考へなければならぬのではないかと思ふのであります。どうかこの点は政府において十分慎重にお取扱ひを願ひ、今回のことにつきましても御所見が伺いたしたいと思います。

○政府委員(水田三喜男君) 只今の御質問の問題であります。仰せの通り金融機関の問題は非常に微妙な問題でございますので、大蔵省としては、絶対に金融検査官が検査した金融機関の内容を世間に発表しない、この方針は今も全然變つておりません。現に日本全国金融機関を毎日やつておるのですから、全部の内容は分りません。これは一切外部に洩らしたことはございませぬ。又絶対に洩らさないとい

う方針でやつておりましたところ、たまたま只今のような問題がございまして、どこからこの記事が漏洩したかというのとは、先程まで私の方で調査いたしました、役所の中から洩らしたという事実は、今のところないということになっておりますが、尙この点については、もう一步調査いたしまして、若しこれが今言つた、綱紀に触れるというような問題でしたら、嚴重にこれは我々の方で措置する、こういつてもいい、もう一步調査いたしますが、今後ともこの内容について、絶対これを世間に発表するということはないようにいたしますが、この記事の問題については、一応もう一步私の方で調べて頂きます。

○委員(櫻内辰郎君) 製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案に対して、御質疑がございましたら、御質疑を願ひたいと思ひます。

○油井賢太郎君 今度たばこが相当値下がりになります、小売業者が持つてゐるたばこに対する価格差損金はどうか、うふうふな処置を取つておりますか。

○政府委員(冠木四郎君) 小売人の値下げの当時の在庫数を調査いたしました、これに對しましては、差損金を支拂うことになっております。

○油井賢太郎君 それは値上りのときはそのまま、値下げのときは要するに補償する、こういう措置ですね。

○政府委員(冠木四郎君) その通りであります。

○油井賢太郎君 政務次官にもお伺ひいたしますが、同じ政府であつてたばこのような場合には、そういう制度を

お探りになつて、織物の消費税などは、そういう制度をお探りにならなかつたか、というのとは、根本方針でその点は違ふのですか。

○政府委員(水田三喜男君) 確かにそういうことは言えますので、消費税物品税を取るときも非常に議論された問題であります、技術的な問題、その他で非常にこれはむづかしい問題でございまして、たばこも違つて現状を捕捉することがむづかしいあの種の問題には、遺憾ながらその差益金の場合には、取つたが、その後は拂わないという方法を採らざるを得なかつた事情でありますので、御了承を願ひたいと思ひます。

○油井賢太郎君 これは重大な問題でしてね。上るときはどんな隔々でも行つて政府は推定でやつておる。今度下るときは技術上困難だといつて、今度はそれに對して補償をしないという形、或る業種に對しては物品税とか消費税というやうなものに對して取つて、非常に政府が安易感を持つて國民に臨んでおるといふことで、この点だけは政府は非常に反省して頂かなかちやならんと思ふ。將來これに對していろいろ問題が出ましたら、もつと誠意を以て政府は取扱つて頂きたいと思ひます。

○政府委員(水田三喜男君) 只今、例へば農業報奨物資というやうなものにつきましては、これは明らかに政府に事は責任がありますので、そういうものの値下りについてはどうするかといふ、一般のそうした補填する方法を現在我々の方で考へております。それと同時にこの差益金の問題につきましても、実情に應じて善処したいといふ

考慮を現在やつておりますので、そういう点に對する今までの円満に行つていなかつたところは、これからでもこれは十分是正したいと思つて、現在施策を考へておりますので、これも御了承をお願いいたします。

○油井賢太郎君 そうすると、今の政務次官のお話で大変心強くする点があるのですが、過去において不合理だつた点については、將來政府は相當それらに考慮を拂つて、是正する考へがおありなんでしょうね。そう解釈してよろしいか。

○政府委員(水田三喜男君) そうするつもりでおります。

○油井賢太郎君 次にたばこの將來における方針なんです、まあ、非常に數量を殖やして値下げをして、收入の面においてはバランスを取つておるといふ形なんです、將來共やはりたばこはどん／＼殖やして、それで値下げをして行く方針なのであるか、或いは作付反別なんというのは大体今のところで抑えて、人口の自然増加等を見合はした程度の増加をやつて行くつもりであるか、これを一つお聴かせ願ひたい。

○政府委員(冠木四郎君) たばこの數量の問題でございしますが、戦争以來たばこの數量は非常に減少して参りましたが、戦前におきましての數量は、國民の一人一日當りで計算いたしますと、一番多いときで二・六本ぐらになつております。それが來年度、昭和二十五年度におきましては、二・五本まで増加いたしました、一応の數量といつたしましては、大体戦前に戻つて來ておるといふことが言えると思ひます。併し國民の中で喫煙の割合は戦前と比

べますと、最近におきましては、婦人の喫煙者の割合なんかも段々増加しておるのではないかと、うふうふうに考へられますので、これが戦前よりは或る程度多くなるのじやないかといふふうにも考へられます。それで差當りの目標といたしましては、昭和二十五年度の製造數量は八百億本になつておりますが、二十六年度はそれを八百五十億本、それから二十七年は八百七十億本まで増加したい。まあその辺まで行けば、差引需給の關係は丁度よくなるのじやないかといふふうに考へております。尙アメリカあたりの例を見ますと、國民一人一日當りが九本にもなつておりました、日本の數倍になつておりますが、たばこが安くなりまして、これは習慣でございしますから、一挙にそう高くなることもないのじやないかと考へまして、大体八百七十億本程度でできればいいのじやないかといふふうに考へております。

○油井賢太郎君 これは政務次官にお伺ひしたいのですが、たばこは未成年者には喫わせないという法律が確かつた筈ですが、現在では殆んど行われておらないやうな状態で、而もその未成年者の數といふものは相当多くて、その方面に使用されるのが相當の部分占めておると思ふんですが、まあ成年になつて、体格がもうすつかり固まつてからならば害も少いのですが、青少年、殊に未成年者においては、たばこの害は相當あると思ふのです。政府は徒らにたばこによる收益のみを目標として、販賣の増大を圖るよりは、そういう方面に對しても、相當考慮を拂わなくてはならないと思ふのですが、これは一向にお拂ひになつていないよ

うですが、その点についてどういふやうな処置を取られるのですか。

○政府委員(水田三喜男君) 確かに御説のように、未成年者にたばこを喫わせるというところは悪いことでして、未成年者に対する禁止法もあるものであります、この取締りといふのは大蔵省の方の問題でありませぬので……

○油井賢太郎君 これは政務次官としてあなたにお聴きするのです。

○政府委員(水田三喜男君) これは徹底的に取締りたいと思ひますが、私の方でも最近ポスターに成るべく子に喫わせないように、女に喫わせないやうな宣傳が多いとか、いろ／＼なお叱りを受けておりますので、こういう点は十分氣を付けたいと思つております。

○木内四郎君 さつき政務次官から油井君に對する御答弁で、値下りの場合の損失を補償することを考へておられることは非常に結構だと思ふ。そこでこれは税法の審議にも重大な關係がございします、具体的に税法の審議中にどんなことを考へておられるか、一つこの委員会に提出して頂きたいと思ひます。

それから冠木君にちよつとお伺ひしたいと思ひますが、たばこの値下げは何か私の記憶違いでなければ、この一月か二月に下がるというやうなことを政府が発表したと思ふのですが、そういうことはありましたか。

○政府委員(冠木四郎君) 一月か二月に下げることを、そういうことを考へたことはございしますが、発表したこととは全然ございしません。

○木内四郎君 どうもちよつとおかしいと思ふのですが、考へておられたことを、どういふ方法で発言したことが

ないと言われるのか知らないが、新聞その他に洩れ、喫煙者は相当期待をしておつたに拘らず、二十四年度内には値下げがなくて、今日になつてこれを提出されて来た。まあ非常に我々は失望しておつたのですが、何か二十四年度中に値下げできなかった理由はあります。

○政府委員(冠木四郎君) 本年のたばこの販売の状況でございますが、これが余り芳しくございませんので、予定の販売たばこの専売益金が出そうもございませぬような状態でございまして、従いまして値下げの方も延び延びになつたような形でございまして、

○板野勝次君 私ちよつとお尋ねしたいのは、外国たばこと日本のたばこの関係ですね。将来日本のたばこの生産、それに対する当局の対策を承つて置きたいと思ひます。そうして外国たばこの現在の状況についても、価格、入つて来ておる数量等も併せてお知らせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(冠木四郎君) 只今の御質問は、外国の關たばこの問題でございませうか。

○板野勝次君 そうです。關たばこであらうとも、とにかく国内に入つて来ておるたばこと、国内との關係を無視するわけに行かぬですから……放出たばこもありませう。

○政府委員(冠木四郎君) 先ず放出たばこの点でございしますが、これは今までに進駐軍の方から譲られた分がございまして、それを今まで売つて参つておりますが、その数量は大したものでございませぬ。今日資料としてお配りしておると思ひますが、特殊たばこ販売実績という中で、国産と放出た

ばこでございますが、この下の方が放出たばこでございます。これで見ますと、紙巻たばこが一億一千七百万本、それからパイプたばこ、それから葉巻が若干というふうな数字になつておりまして、これもすつと前に入りましておるのを、最近まで売つておる状態でありまして、最近放出になつたものはございませぬ。

それから次に關たばこの問題でございしますが、これは相當の数量が入つておるやうに思われますが、その数量がどのくらいになるかというこの推定は非常に困難でございまして、或いは十億本くらい入つておるのじやないかというやうな見方をする人もございまして、正確なところは勿論分りませんが、この外國の關たばこの問題は、非常に困つた問題でございまして、専売公社でも、この取締には非常に苦心しております。この關たばこの取締のために、千八百人程の監視の職員が従事して、非常な苦心を重ねておりますが、尙十分な成果を挙げないで、關たばこが市中にも見られるというの是非常に困つた問題と考へております。この点につきましては、今後更にその取締を嚴重にして参りたいと考へております。

○板野勝次君 更に、私の伺いたい点に触れられていないのですが、そういふふうな關たばこ若しくは放出たばこがどん／＼出て来るという事になれば、勢い国内における葉たばこの生産というものに、非常に影響を與へて来るに相違ないと思ひます。今後の外國から来る、そういつた放出若しくは關たばこの状態と、それと睨み合せなければ、今あなたは一千八百人からの監視

視員を置いて云々と言われましたけれども、そういう監視員をもつと沢山置いてみたところで、外國からの品質のよいたばこ、聞くところによりまして、フリック・モリスというふうなもの、二十本が百円くらいだということになれば、日本の光と比較して見て、ずつと品質はよい。そういうことになつて来れば、勢い外國たばこによつて、日本のたばこというものの生産が圧迫されて来て、勢い農村における副業として、若しくは本業として重要な農産物である葉たばこの生産というものが、非常に圧迫されて来る。それに対して対策をどういふふうにお考へになつておられますか、これを承りたい。

○政府委員(冠木四郎君) 只今御心配の点は、私共といたしましては誠に御同感でございまして、専売公社の高級品の売行きが余りよくないと言ひますけれども、この原因は外國たばこに押されるという点も相當影響を與へておると思ひます。従いまして、そのために専売公社の製造の方が少いということになりまして、この葉たばこの耕作の方もそれだけ勢い減つて来るということと相成りますので、外國關たばこの取締には、今後尙一層の努力をしなければならぬと思ひます。

○板野勝次君 放出たばこが今のところないと言われますが、二十五年度に於いては相當量放出されて来るというふうなお見通しはないのでしうか。

○政府委員(冠木四郎君) 只今のところそういうふうな見通しはございませぬ。

○板野勝次君 それから国内の葉たばこに対する保護政策というふうなもの

は、これはあなたの方でなくて、農林省の方かも知れませぬけれども、お考へにはなつていないというわけですか。

○政府委員(冠木四郎君) たばこの耕作面積等につきましては、専売公社のたばこ製造の数量に應じて、それによつて計画を立てておまして、目下のところでは、段々製造數量が、先程も申し上げたやうに増加して参りますので、たばこの耕作面積も二十四年度は五万町歩でございまして、それが二十五年度は五万二千町歩というふうに増加いたしまして、更にその後五万四千町歩まで増加したいというふうにお考へております。

○板野勝次君 それは増加して行く方向ですけれども、農家經濟が成立たないやうに増加して行つても仕方がないので、外國たばこの放出というものが、放出權というものが、日本の政府が握つておつて、そうしてこれが国内の生産の問題と調節し得るという状態にあるのならばよいのですけれども、日本の政府が放出權というものを握つていなければ、勢い外國たばこに圧迫されて来る。そういうのは、一方においてはたばこの作付の反別を殖やして行くとしても、生産が成立たなくなつて来るのじやないか。勢い外國たばこが氾濫して来て国内の葉たばこの生産が圧迫されて来る、こういう見通しも立つておるときに、どういふ積極的な対策をお持ちになつておるのかということをお聴きしておるので、それは作付反別を殖やす、と言つても、成立たなければ殖えるのでなくて、逆に作付の反別が少くなつて来る、こういう状態になつて来るのじやないか

と思ひます。そういう点についてお尋ねしておるわけですか。

○政府委員(冠木四郎君) 先程も申し上げました通り、二十五年度におきまして放出たばこが更に出て来る、外國たばこの放出があるという見通しは今のところ全然ございませぬし、又そういうことは日本として余り喜ばしいことではないことは御同感でございまして、そのやうなことにならないやうに努めたいと考へております。

○板野勝次君 それはただ單に希望的な観測で、放出權を日本の政府が握つておればいいのですがね。それは希望的観測であつて、そのことは問題にならないと思ひます。そこで一つだけお尋ねしたい点は、今度値下げをされるの、今度出されておるやうな程度までに引下げられた根拠と、それからたばこのそれ／＼の原価からどの程度まで……もつと下げてもいいのか、この程度に止められた理由というものを、原価と見合せて、或いは消費の量と見合せて、もう少し納得の行くやうな説明をして頂きたい。

○政府委員(冠木四郎君) 値下げの数字の根拠でございしますが、これは大体専売益金全体としましては、財政上の要求を大体前年度と同じやうに考へまして、生産數量が増加いたしますために、單位当りの財政負担が輕くなりまして、それによりまして只今提案しております値下げの数字になつておるわけでございます。尙高級品の方を値下げいたしました、下級品の方は大体据置きという事にいたしましたのは、戦争以來高級品に対して数回に亘つて非常に高く上げて参りましたため

に、その十本当りの収益率は、下級品の割合が非常に高くなつて参りましたのを、大休戦前戦前に戻すという考で、高級品の方を値下げいたしました。下級品の方は、例えばばきんし等の値上げ、戦前との比較を見ても、大休戦前との移動と同じく割合になつておりますので、この際下級品の方は据置いて、高級品の方を下げるというふうにいたしました次第でございます。

○板野勝次君 製造の原価について

○政府委員(冠木四郎君) 原価の調べにつきましては、前に昭和二十五年製造たばこ収益調べというものが提出してあると思いますが……

○森下政一君 ちよつとお尋ねいたしますが、今板野委員からお話があつた放出たばこですが、二十五年度の放出の見通しは持つていないとお話なんです、これは何ですか、二十四年度に放出のあつたというものは、もとより政府の要請によつたものじやないと思うのでありますが、これは一体どういふ事情で放出されることになつたのですか。

○政府委員(冠木四郎君) たばこの放出のごさいましたのは、大量にごさいましたのが昭和二十二年にごさいました、その後はそのストックを段々売つて参つておるといふようなことになつております。

○森下政一君 その放出の大量に行われたのは、どういふ事情によるのですか。

○政府委員(冠木四郎君) 昭和二十二年、その当時におきましては、日本の専売局の製造煙草の数量が非常に不足

してございまして、一般的に煙草の不足に国民が困つておるといふような当時でございまして、特に進駐軍の方から好意を以て放出するといふようなことになつたわけでございます。尚報奨物資といたしまして、例えば農家等に対する報奨物資といたしまして、こゝういふものが適当だからといふようなことで、まあこれが放出になつたようなことでございまして。

○森下政一君 それではそれは政府の要請によつたのですか。

○政府委員(冠木四郎君) 政府の要請と言いますよりも、むしろ向うから與えられたようなものでございまして、政府といたしましては、たばこが非常に不足しては、たばこが非常に不足しているときでございまして、喜んで受入れたわけでございます。

○油井賢太郎君 それは放出たばこの専売局の買入値段と販売値段の差をちよつと……

○政府委員(冠木四郎君) 放出たばこの販売値段でございまして、これはお配りいたしました表の下に載つておりますが、紙巻二十本入で三十円になつております。パイプたばこが一包みが、自由販売はこれは一本になつておりまして、自由販売が百円で、特配用が三十円、葉巻たばこが一本十五円といふことになつております。尚買入値段は紙巻の二十本入が三円になつております。それからパイプたばこが三円三十銭になつております。葉巻はここに数字がございせんので、ちよつと分りません。

○油井賢太郎君 その差額はやはり専売の収入の分に入つてゐるのですか。

○政府委員(冠木四郎君) さようでござい

ます。○油井賢太郎君 どういふ科目で……○政府委員(冠木四郎君) それは収入の方は、販売値段に数量をかけたもので入つて参りまして、その買入値段の方は議出の方へ入つてゐるわけでありまして。(笑聲)尚これは予算には計上してございせん……

○油井賢太郎君 予算に入つていないのですか。

○政府委員(冠木四郎君) 予算には計上してございせん。

○油井賢太郎君 その差額はどのくらいあるのですか。……それはこの次に資料を出して頂くことにいたします。

○森下政一君 政務次官にさつきお尋ねしかけたのですが、臨時国会の當時に、総理大臣がたばこを民営に移したといふことですが、相当これが国会の問題になつたのですが、その後、鳴りをひそめておるのでありますが、政府はもう断念したのですか。

○政府委員(水田三喜男君) まだ断念したとか、しないとかいふ問題ではございせんが、審議會を作つてそこで研究して頂いて、その答申によつて政府は態度を決めたい、こゝういふこと、最初から必ず民営にして行くとか、しないとかいふ考えで出たのじやありませんで、民営問題を研究して貰いたいという態度で審議會を作りまして、そこで研究を願つておつたのであります。こゝういふ建前でありまして、まだ審議會から最後の結論を得た答申が、本日までに参つておりませんので、従つて政府もどつちにするといふ本當の研究を始めていない、こゝうい

ふ状態に現在なつておるのであります。ですからまだ今後の問題になるわけでありまして、ただいふ審議會の方の審議の中間報告みたようなものを見ますと、なか／＼時期が尙早だといふような意見もございまして、政府としても早く決めてくれといふより、ただ急がないでおるといふ状態であります。

○森下政一君 現在審議會は何か審議をやつておりますか。

○政府委員(水田三喜男君) 最近はお残り審議をしていないようでございます。(笑聲)

○森下政一君 それは一つ政府は督促して、結論を求めることを急がれたらどうですか。そゝういふものを作つて置いて、何かそゝう国民にどうなるのだからといふふうな、将来のたばこは民営になるのか、今日と同様の態勢で経営されて行くのか、不明瞭な状態に置くといふことは、私は望ましくないと

思ふのであります。殊に私は、自由主義経済を謳歌しておられる自由党の建前から行けば、恐らく民営にやりたいといふ氣持を持つておられることは、私は當然のことだと思ふ。自由主義経済を信奉するものとしては、ひとりたばこだけではない、恐らく鉄道でも、或いは電話でも、電信でも、アメリカ合衆国がそゝうであるように、民営にやるといふことも、一つの信念として自由党が持たれたとしまして、これは耐しいことじやないかと思ふ。ところで審議會といふものを折角設けて、結論を出して貰いたいと言われた。殊に政務次官の言われるように、結論によつて政府も決意しようといふような考があるなら、開店休業のような動脈硬化

したような状態の審議會を放置して置くといふ手はないかと思ふ。例えば理想としては民営にすべきだといふ自由党の理想であつても、審議會の結論の結果、今日の日本の財政事情と睨み合せて妥当でないというなら、国民はこれに納得することになつて来ると思ひます。又自由党の支持者であるところの国民大衆も納得するだらうと思ひます。やはりそゝういふことははつきりされたらどうですか。

○政府委員(水田三喜男君) 十分承知いたしました。(笑聲)

○委員(櫻内辰郎君) 今の政務次官に木内委員からの質問に対する御答弁などを、午後の委員会へ成るべくならば一つお出しを願ひます。速記を止めて。

○委員(櫻内辰郎君) 速記を始め

それでは、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案について、質疑を終局して討論に入ることに御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(櫻内辰郎君) 御異議なしと認めます。討論に際しては賛否を明らかにして御発言を願ひたいと思ひます。

○板野勝次君 共産党はこの法案に対して遺憾ながら賛成いたします。(笑聲)これは少しでも下つて参りますからという意味で、全面的に賛成するわけではないのです。現在の採算から参りまして、今の国の予算の面から見まして、これはもつと大幅に引下げて行くこともできるわけですが、大体共

産党は……

産物は、その原価に対して、倍くらいの価格で売出すべきだという、こういう主張を持つておるので、できるだけそういう方面に政府も配慮して貰いたいと思う。それからもう一つは先程の外国たばこの放出の問題につきましても、放出される状態が少しも日本政府の自主性の下に放出されて行くというふうなことがないのであつて、できるだけ急速に外国の葉たばこに対して、国内の葉たばこに対する保護政策、いゝろんなものを樹立することなしには、日本のたばこの生産は将来圧迫されて来ます。段々段々窮地に迫らめられて来ると思ひます。そういう施策に対して、以上を以てしまして、條件を附してこの法案に賛成いたします。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御発言はありませんか。

○井井賢太郎君 民主党はこの案に賛成をいたします。併しながら政府が財政上千二百億という大きな財源のこのたばこに對して、ただ売らんがために、どんな方法でも採るといふような手段をお探りにならず、やはり植段をおい／＼もつと下げて行くという方向に向つて努力されて、闇の撲滅を図り、又一面におきましては、未成年者の喫煙等を嚴重に取締つて、その分がやはりたばこ嗜好者の方へ十分に廻つて行くといふような方策をお探りになることを希望いたしまして賛成いたします。

○森下政一君 社会党はこの案に賛成します。ただ一つ希望を申して置きますが、将来更に製造能力が増して、段段品物が多く市場に出ることができるといふふうなことになるたら、願わく

ばもつと、例えばきんしであるとか、新生であるとか、一般労働者が好んで吸うといふような品種の点で、もつと利益率を少くする。これを若し断行することができれば、それらの定価を更に格安に下げることができれば、闇たばこなんというものは忽ちに吹飛んでしまふと思ひます。今度の改訂の定価は、僅かにきんしだけが外のものと下廻つておるようでありませうけれども、新生あたりは殆んど他的高级品に比べ、利益率、収益率という点から言へば、大体同じような程度になつてゐるのです。格安に、もつと収益率を少くして定価を下げられるといふことを希望して賛成いたします。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御発言はございませんか。……では討論を終局して採決することに御異議ございませんか。

○委員長(櫻内辰郎君) 採決いたします。製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の御手を願ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内辰郎君) 全会一致と認めます。本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたします。

〔総員挙手〕

○委員長(櫻内辰郎君) 尚本會議における委員長の方の口頭報告の内容は、委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認願ひすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認めます。それから本院規則第七十二

條によりまして、委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

黒田 英雄 森下 政一
西川 基五郎 平沼 彌太郎
木内 四郎 油井 賢太郎
小宮 常吉 藤井 丙午
板野 勝次 米倉 龍也
○委員長(櫻内辰郎君) 御署名はこれにありませんか。……なしと認めます。それでは午後一時まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時五十分開会

○委員長(櫻内辰郎君) 休憩前に引続きこれより大蔵委員会を開会いたします。先ず佐々木鹿藏君外二十三名の方から發議されました旧軍港市轉換法案について御審議を願ひたいと存じます。先ず提案者からの提案理由の御説明を願ひたいと存じます。

○委員外議員(佐々木鹿藏君) 本委員会に旧軍港市轉換法案を取上げて頂いたことに對して、提案者を代表いたしましてお礼を申し上げます。そこで提案理由を御説明申し上げます。

横須賀市、吳市、佐世保市及び舞鶴市の四都市は、御承知の通り旧軍港が置かれ、巨額の国費を費し、又長年月に亘る設備努力により、日本海軍の四大根拠地として、終戦時まで發展して参つたのであります。

即ち一小漁村であつた横須賀市が、明治十七年東海鎮守府が置かれて以來、逐年軍港規模が拡張せられ、市の人口三十八万に上る大都市となり、全市即ち軍港というように一体として發

展し、ために一般産業の興る余地がないままに、市の財政も多額の国庫助成に負うような状態にあつたのであります。吳市はもと吳浦を囲んだ半農半漁の村落に過ぎなかつたのであります。が、明治二十三年に第二海軍区鎮守府が開設を見て以來、海軍の諸施設の整備拡充が行われ、戦争中は四十二万の人口を擁する大都市に膨脹したのであります。又佐世保市について申し上げますと、これ又明治二十三年、当時人口四千に過ぎなかつた一寒村が軍港都市として發足して以來、同様の急激な發展を遂げ、又舞鶴市についても事情はほぼ同様であります。然るに今次大戦が我が國を殆んど潰滅の状態に陥れて終末を告げるに至りました結果、これらの四都市は一瞬にしてその存在の意義、立市の根柢を失つたと申しても過言ではないのであります。その受けた打撃は精神的にも、又經濟的にも、他の戦災都市に比較すべくもなく甚大であつたのであります。

即ち、例えば吳市のごときは、四十万に上つた人口が終戦直後十三万に激減し、約四十年を経過した今日においても漸く十九万人に過ぎず、他の三市についても事情はほぼ同様であります。又四市いずれも一挙にして工廠等の職場を失いましたため、新たに依存すべき産業が皆無に近く、夥しい失業者の群を擁して、市民生活は誠に暗澹たるものがあるのであります。四市中、特に横須賀市におきましては、基地司令官の積極的な指導と理解ある措置により、特定の区域における旧軍用施設の轉換は、すでに実施を見てはおりますが、そこに立地せる轉換事業体は、尙現行国有財産法に基く国有財産

処理方法を以てしては、その事業は經濟的に成立せず、意氣銷沈たるものがあるものであります。いわんや他の三都市においては、計り知るべきものがあると思はれるのであります。又巨大な海軍の軍需品製造設備や港灣施設は、市当局その他關係方面の努力により、若干工場誘致を見たものもありませんが、その大半は平和産業のため活用せられることなく、遊休のまま放置せられ、特に造船施設は旧軍港であるの故を以て、その産業は極度に制限を受け、その転活用を阻まれてゐるのが現状であります。又右に申述べました實情からしますと、当然の結果として、四市經營の立直りに充つべき、課税等の収入も極めて僅少であります。いづれも極度の財政難に喘いでゐるのであります。

一方において、我が國は新憲法において戦争を永久に放棄し、平和國家として新しく發足いたしましたのでありますから、四市在時の軍港市としての繁榮を再び取戻すといふことが望み得ないことは当然であります。のみならず、今日四市の市民の間には、憲法の精神に副うて、立市以來の軍港色を市の性格から根本的に拂拭し、平和産業港灣都市として新たに出發し、内外に對して、都市として嚴肅な平和宣言をしたいとの願望が力強く漲つてゐるのであります。申すまでもなく、四市の市民は今日市民生活の建直し、市の建設にみずから立ち、みずから補うの悲壯な決意を持つて努力してゐるのであります。右に申述べましたような特殊な事情がありますので、その自力にのみ委ねることなく、國家としてこの際出來得る限りの有形無形の援助の

政府委員
大蔵政務次官 水田三喜男君

大藏事務官 (主税局長)	平田敬一郎君
大藏事務官 (主計局長)	佐藤 一郎君
法規課長	
大藏事務官 (日本專売 公社監理官)	冠木 四郎君
造幣庁長官	松崎 健吉君

に左の事件を付託された
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

一部を改正する法律案
災害被害者に対する租税の減免、
徴收猶予等に関する法律の一部を
改正する法律
災害被害者に対する租税の減免、
徴收猶予等に関する法律（昭和二十
五年法律第百七十五号）の一部を次

第二條及び第三條を次のように改
正する。

第二條 災害に因り住宅又は家財に
ついて甚大な被害を受けた者で被
害を受けた年分の総所得金額が三
十万円以下であるもの（当該災害

に因る損失額について所得税法第十一條の三の規定による控除をしない者に限る。に對しては、命令の定めるところにより、当該年分の所得税額（同法第五十七條第一項から第三項まで、第五十七條の二第一項から第三項まで又は第六

十二條の四第一項の規定により徴収する過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額又は加算税額及び国税徴収法第九條第三項の規定により徴収する延滞加算税額を除く。を、左の区分により軽減し又は免除する。

総所得金額が十五万円以下であるとき、当該所得税額の全部を、当該所得税額の十分の五とする。当該所得税額の十分の五は第十三條の三第一項の規定により所得の金額を合算する場合においては、前項の総所得金額は、同法第十三條の二第一項に規定する主たる所得者以外の親族の同項に規定する資産所得の金額又は扶養親族の総所得金額（同法第十三條の二第二項の規定の適用がある場合においては、総所得金額から資産所得の金額を控除した金額）を主たる所得者の総所得金額又は納税義務者の総所得金額（同項の規定の適用がある場合においては、総所得金額から資産所得の金額を控除した金額）に合算した金額による。

第一項の総所得金額は、所得税法第十四條の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合においては、当該総所得金額に被害を受けた年分に係る同法第十四條第一項第二号に規定する特別所得金額の四分の一に相当する金額を加算した金額による。

第三條 削除

第四條中「昭和二十二年五月三日以後に開始した相続に対する」を削る。

第六部 大蔵委員会會議録第二十九号 昭和二十五年三月二十四日【参議院】

り、「相続財産」を「相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産に」、「第三十八條」を「第二十七條第一項、第二十八條第一項から第四項まで又は第二十九條第一項」に、「第五十九條第一項の規定により追徴する税額」を「第五十三條第一項若しくは第二項又は第五十四條第一項の規定により徴収する過少申告加算税額、無申告加算税額又は重加算税額及び国税徴収法第九條第三項の規定により徴収する延滞加算税額」に改める。

第五條を次のように改める。

第六條を削り、第七條中「昭和二十二年五月三日以後に開始した相続に対する」を削り、「相続財産」について相続税法第三十八條を「相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産について相続税法第二十七條第一項、第二十八條第一項から第四項まで又は第二十九條第一項」に、「その相続財産」を「当該財産」に改め、同條を第六條とし、同條の次に次の一條を加える。

第七條 富裕税の納税義務者で災害に因り富裕税の課税価格計算の基礎となつた財産について富裕税法第一條第一号に規定する課税時期後同法第十八條第一項から第四項までの規定による申告書の提出期限前に基大な被害を受けたものの納付すべき当該課税時期を含む年分の富裕税については、その財産の価額は、命令の定めるところにより、被害を受けた部分の価額を控除した金額により、これを計算する。

第八條中「相続税」の下に「富裕税」を加える。

第九條中「相続税」の下に「富裕税」を加える。

第十條中「第二條乃至第七條」を「第二條、第四條第六條第七條」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 第二條の改正規定は、昭和二十五年分の所得税から適用する。

3 昭和二十三年一月一日から昭和二十四年十二月三十一日までの間に生じた災害に因り所得の基因たる資産又は事業の用に供する資産について基大な被害を受けた個人の被害を受けた年の翌年から三年間の各年分の所得税につき所得を計算する場合においては、当該資産の滅失又は損壊に因る損害金額（保険金等により補てんされた金額を除く。以下同じ。）で被害を受けた年分の確定申告書に記載された金額に相当する金額のうち、同年分の所得の計算上改正前の第五條の規定により必要な経費として控除されなかつたものは、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）に規定する必要な経費とみなす。

但し、当該各年の前年までに所得の計算上控除された金額については、この限りでない。

4 前項の規定は、第五項に規定する場合を除く外、その適用を受けようとする年分の所得税法第二十一條第一項、第二十一條の二第二項、第二十二條第一項、第二十二條の二第二項、第二十六條第二項、

第二十六條の二第二項、第二十六條の三第二項又は第二十九條第一項若しくは第二項の規定による申告書にその旨、被害の状況及び損害金額のうち当該年の前年までに所得の計算上必要な経費として控除されなかつた金額を記載した場合に限り適用する。

5 第三項の規定により昭和二十四年分の所得の計算についてその災害に因る損害金額を新たに必要経費として控除することができるときとなつた者が、同年分の所得税について同項の規定の適用を受けようとするときは、この法律施行後二月以内に、同年分の所得税額につき更正の請求をしなければならぬ。

6 第三項の規定に該当する場合を除く外、昭和二十四年分以前の所得税については、なお改正前の第五條の例による。

7 昭和二十三年一月一日以後昭和二十四年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までの間に生じた災害を因り法人がその有する資産の過半を滅失し、又は損壊したために生じた損金は、法人税法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第 号）による改正前の法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第九條第四項の規定にかかわらず、当該損金の生じた事業年度終了の日の翌日から三年以内に終了する各事業年度の所得（昭和二十五年三月三十一日以前に終了した事業年度については、各事業年度の普通所得。以下同じ。）の計算上、損金に算入する。但し、

当該各事業年度の前事業年度までに各事業年度の所得の計算上総益金から控除された金額については、この限りでない。

8 前項の規定の適用を受けようとする法人は、第九項に規定する場合を除く外、その適用を受けようとする事業年度の法人税法第十八條第一項、第十九條第一項但書（同條第七項において準用する場合を含む。）、第二十條第一項又は第二十一條第一項の規定による申告書にその旨、被害の状況及び災害に因り生じた損失の額のうち当該事業年度の前事業年度までに各事業年度の所得の計算上総益金から控除されなかつた金額を記載しなければならぬ。

9 第七項の規定によりこの法律施行前に終了した事業年度分についてその災害に因り生じた損金を新たに総益金から控除を受けることができることとなつた法人が、当該事業年度分の法人税について同項の規定の適用を受けようとするときは、この法律施行後二月以内に、当該事業年度の普通所得金額若しくは超過所得金額又は資本金額を修正する申告書を提出しなければならぬ。

10 第四條又は第六條の改正規定は、昭和二十五年一月一日以後相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産に対する相続税から適用する。

11 昭和二十四年十二月三十一日以前に開始した相続に対する相続税については、なお改正前の第三條、第四條、第六條又は第七條の例による。

昭和二十五年四月五日印刷

昭和二十五年四月六日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局